

# 自分で書いて、期限内に納税を！

平成14年分の所得税の確定申告期限は、3月17日(月)です。また、個人事業者の消費税の確定申告期限は、3月31日(月)となっています。お早めに申告を済ませましょう。

## 確定申告は「自書申告」で

税務署では、確定申告書などの提出書類について、自分で書いて提出する「自書申告」をお願いしていますので、ご協力ください。

## 自分で書いていただくために

- インターネットで！  
国税庁ホームページ（所得税の確定申告書作成コーナー）で、所得税の確定申告書がカラープリンターで作成できます。
- また、「所得税の確定申告の手引き」や「確定申告Q&A」など、申告や納付の手続き等について便利な情報を分かりやすく提供しています。アドレスは次のとおりです。http://www.nta.go.jp
- 簡単・便利な  
タッチパネルのご利用を！  
新潟県商工会館会場や税務署

に設置してあるタッチパネル方式による自動申告書作成機をご利用されますと、簡単に申告書が作成できます。

## ●タックスアンサーも

電話でコード番号を入力するだけで、コンピュータが音声またはファックスで税金相談に回答します。☎223-2299

## 納税は期限内に、振替納税のご利用を

平成14年分の確定申告による所得税の納期限は平成15年3月17日(月)です。また、個人事業者の消費税の納期限は、平成15年3月31日(月)です。お忘れなく手続きを済ませてください。

納税は預貯金口座からの振替納税が大変便利です。手続きは、金融機関の窓口、税務署にお申し出ください。なお、本年の振替日は、次のとおりです。

- 所得税 4月21日(月)
- 消費税 4月24日(木)

●新潟税務署  
日時 3月17日(月)まで  
午前9時～11時  
午後1時～4時

●新潟県商工会館(県庁西隣)  
日時 3月17日(月)まで  
午前9時～11時  
午後1時～3時30分

どちらの会場も、土・日曜日  
は相談してなりません。  
本年は、譲渡所得、贈与税の  
相談は、新潟県商工会館で実施  
しております。

申告期限間近になりますと、  
相談会場は大変混雑します。相  
談される方は、お早めに相談会  
場においでください。



**所得税の納期限…3月17日(月)、個人事業者の消費税の納期限…3月31日(月)**

確定申告に関する問い合わせ ☎951-8685 新潟市管所通2番町692番地5  
新潟税務署 ☎229-2151

土地の売買や家屋の新築などがあった場合は、この機会に台帳の縦覧をして下さい



## 固定資産課税台帳の縦覧期間 4月1日～6月2日

町では、平成15年度固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳を所有者および関係者に、次の期間縦覧いたします。

●期間 4月1日(火)～6月2日(月)(土曜日・日曜日・祝日は除きます)

●時間 午前8時30分～午後5時15分

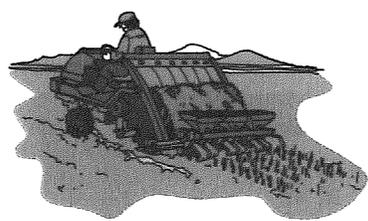
●場所 役場 町民税課

昨年中に土地の売買、相続による異動や家屋の新増築・滅失などのあった方は、この機会に台帳の登録事項を確認して下さい。

## 農作業賃金・作業料金の標準

町農業委員会では、平成15年度の農作業賃金・作業料金の標準を下記のとおり定めましたので、お知らせします。

		金額 (円)		備考
耕起	耕起	10a	5,500	10a未滿及び不整形の場合は割増
	代かき	10a	6,500	10a未滿及び不整形の場合は割増
	機械あぜぬり	1m	30	間口 50円
田植	機械植	育苗のみ	1箱	670 硬化苗
		植付のみ	10a	6,000 10a未滿及び不整形、軟弱田の場合は割増 施肥田植機は600円増
		苗持参植付	10a	18,500 同上
稲刈	コンバイン	生脱のみ	10a	18,000 10a未滿及び不整形、軟弱田、倒伏田の場合は割増(運搬費を含む)
		乾燥調整	60kg	1,650
田作業	男女共1日	10a	7,000	賄いなし
畑作業	男女共1日	10a	6,000	賄いなし
動力ミゾ切り	1m		10	
精米	60kg		600	
梨授粉	日当		6,000	
梨袋かけ	日当		6,000	
梨剪定	日当		9,000	
梨棚鉄線張り	日当		9,000	
球根野外作業	日当		5,200	



## 国民年金 ～保険料未納は、だれにも迷惑をかけていない?～

国民年金に加入しましょう!

国民年金の  
お問い合わせは、  
町民生活課へ。

公的年金の未加入者や未納者の中には、「自分は年金をもらっていないから、だれにも迷惑をかけていない」と言う人がいますが、その考えは間違いです。社会のルールとしてみんなが守っている義務を果たしていないだけでなく、その行為自体、ほかの人に迷惑をかけているのです。

すなわち、確かに将来は年金をもらわないかもしれませんが、今のお年寄りの年金が減るわけではありませんが、このまま未加入者や未納者が増えれば、今しつかり保険料を払っている加入者の負担が重くなります。このように、未加入者や未納者は社会のみんなに迷惑をかけているのです。

一方、未加入者や未納者も、親・祖父母に年金があるおかげで安心して暮らせるのではないのでしょうか。また、自らの老後の生活保障だけでなく、若い人たち、そして、未加入者や未納者たちも公的年金制度の恩恵を受けているのです。このような仕組みをよく理解し、社会のルールを守るように努めましょう。

## ◆役場で行う納税相談◆

区分	相談日・対象地区	時間・会場
農業所得者の納税相談	3月3日(月) 上町・中央・いぶき野・大字横越 4日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 5日(水) 沢海・阿賀野 6日(木) 木津・二本木 7日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	○時間 午前9時～11時 午後1時～4時
住民税対象者の納税相談	3月10日(月) 上町・中央・いぶき野・大字横越 11日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 12日(水) 沢海・阿賀野 13日(木) 木津・二本木 14日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	○会場 横越町役場 多目的ホール